

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行なっている保険医療機関です。

九州厚生局鹿児島事務所への届出事項（基本診療料）

- 急性期一般入院料 6
- 診療録管理体制加算 3
- 感染対策向上加算 3
(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 機能強化加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- データ提出加算 1 及び 3
- 入退院支援加算 1
(総合機能評価加算)
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 地域包括ケア入院医療管理料 1
(看護職員配置加算・看護補助体制充実加算 3)
- 認知症ケア加算 3
- 医療安全対策加算 2
(医療安全対策地域連携加算 2)
- 医療DX推進体制整備加算

★ 入院時食事療養（1）

※管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）
適温で提供しています